

株主の皆様へ

平成13年11月16日

伊藤ハム株式会社

問い合わせ先：総務部

TEL. (0798) -66-1231

商法改正に伴う株式制度変更のご案内

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が、平成13年10月1日に施行されました。今回の商法改正により、当社の株式制度を下記のとおり変更いたしました。

1. 単位株制度が廃止され、単元株制度になりました。

当社は、1,000株を1単位としていましたが、10月1日から1,000株を1単元としました。

- ①1単元未満(1,000株未満)の株式については、従来どおり買取請求することができます。
- ②株主総会の議決権の数が、1,000株で1個となります。
(2,500株ご所有の場合、従来は議決権株数2,000株と表示していましたが、今後は議決権数2個と表示します。)

2. 買取価格を決定する証券取引所を東京証券取引所に変更しました。

当社は、今回の商法改正に伴い単元未満株式の買取につきまして、「株式取扱規則」の一部を改訂し、買取価格を決定する証券取引所を、従来の大阪証券取引所から東京証券取引所へと変更しました。

3. 額面株式の制度が廃止されました。

当社の株式は1株の額面金額を50円としていましたが、10月1日から額面株式の制度が廃止されました。

なお、現在ご所有の株券(1株の額面金額50円と記載)は、従来どおり証券取引所において流通いたしますので、株券お引き換えの手続きは一切ご不要でございます。

以上